

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案

規制の名称：使用の制限

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省産業技術環境局計量行政室

評価実施時期：令和4年6月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

現状、本改正の対象となる計量器は、検定に合格していなくても取引や証明に使用されている。これは、平成29年に計量法施行令（平成5年政令第329号）が改正されたことで、自動はかり（本改正の対象となる計量器を含む）が新たに検定等の対象として追加されたところ、経過措置として令和5年3月31日までは検定に合格してなくても取引や証明に使用することが認められた状態であるため。しかし、以下②の理由から、本改正の対象となる計量器は計量法で定める検定を実施することが困難であり、本改正を行わない場合、令和5年4月1日以降は、当該計量器は取引や証明に使用することができなくなることから、当該計量器を使用している事業者が製品等を提供できなくなる等の事業活動に混乱が生じることが予想される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題〕

平成 28 年 11 月の計量行政審議会答申に基づき、平成 29 年に「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令」を制定し、自動はかりを特定計量器に追加するとともに、自動はかりの主な器種について、段階的に検定を開始することとした。現状は、本改正の対象となる計量器は、検定に合格していなくても取引や証明に使用されているが、これらの計量器は検定を実施することが困難であることが事後的に判明した。本改正を行わない場合、令和 5 年 4 月 1 日以降、これらの計量器は取引や証明に使用することができなくなることから、当該計量器を使用している事業者が製品等を提供できなくなる等の支障が生じる可能性がある。

〔発生原因〕

対象となる計量器は大質量（トン単位）の計量に使用されることが多く、検定を行う際に危険を伴うことや、検定制度の前提ともなる計量器の型式承認の取得が困難、取引又は証明への使用率が低いといった事情が事後的に明らかとなったため。

〔規制緩和の内容〕

令和 5 年 4 月 1 日以降、対象となる計量器を取引や証明に使用することができなくなる「使用の制限の開始」について、適用を 5 年延期とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本改正に伴う遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正について関係業界（主要製造企業等 11 者）に周知する等の行政費用（2,592 円[※] × 3 人 × 2 時間 × 1 回 = 約 15,552 円程度）が発生する。

※414,729 円（国家公務員（全職員）の平均給与月額） ÷（8 時間 × 5 日 × 4 週） = 約 2,592 円
（平均給与月額は「令和 3 年国家公務員給与等実態調査の結果概要（令和 3 年 8 月 人事院）」より）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正の対象となる自動はかりの使用者又は使用者から製品等の供給を受ける者等の事業活動について、当該計量器を使用している事業者が製品等を提供できなくなるといった事態を生じさせることがなくなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正の対象となる自動はかりの使用者又は使用者から製品等の供給を受ける者等の事業活動規模が当該計量器の使用制限によりどの程度影響を受けるかを定量化・金銭価値化することは極めて困難であるものの、自動はかり実態調査（令和 3 年度実施）によると、今回の改正対象となる自動はかりを保有する企業は少なくとも約 500 社存在し、これらの企業が取引・証明に使用している自動はかり約 3800 台が使用制限の影響を受けることなく、引き続き商品提供が可能となると考えられる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

自動はかりの規制は現時点では導入されていないため、緩和により削減される遵守費用額の推定は困難。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正は、対象となる計量器の検定の実施が困難である等の理由により、使用の制限の開始を5年延期とするものであるが、現時点で当該規制は導入されておらず、現状の変更がされないことから、副次的又は波及的な影響はないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

定量的な推計は困難であるものの、③のとおり本改正に伴う遵守費用は発生せず、④のとおり本改正を行うことに伴う行政費用等は僅かであり、⑤のとおり当該計量器を使用しているメーカー等が製品等を提供できなくなるといった事態を生じさせないという便益が発生することから、本改正を行うことは妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本改正は、対象となる計量器の検定の実施が困難である等の理由により、使用の制限の開始を5年延期とするものであり、代替手法としては、何らかの方法により検定を実施することであるが、上述のとおり、技術的な理由等により検定の実施が困難であることが判明していることから、現時点において代替手法は想定されない。

[デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト]

(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し について

本規制は、「① 安全規制（目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査や、特定の手法や一律の基準による点検・検査を求めている規制・制度）」に該当するが、特定計量器の検定を行う際は、基準器と呼ばれる精度が確保されている計量器を使用して、対象となる特定計量器の精度を実際に確認する必要があるため、現時点において代替方法を導入することは困難。また、検定の実施を含む多くの計量行政事務は自治事務とされており、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を導入することについては、自治体との調整が必要。

(2) デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し について

本規制は「①対面規制（人と人の対面での行為（手続・説明・点呼・受け渡し等）を求める規制・制度。オンライン、リモートでの事業活動を阻害する規制・制度）」に該当するが、上記（1）と同様に、基準器と呼ばれる精度が確保されている計量器を使用し、対象となる特定計量器の精度を実際に確認する必要があることから、現時点において対面での実施以外の方法を導入することは困難。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今回の改正については、見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において『「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長 5 年とする。』と定められていることに則り、5 年後を目途に、事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正による便益を得る計量器の製造事業者及び使用者にヒアリングを実施し、本改正によって実務上の不都合が生じていないか、本改正が行われなければどの程度不都合があったかについて、レビューを行うこととする。